

女性の活躍推進事業企画運営業務 プロポーザル（企画提案）募集要領

1 趣旨

本市経済の活性化に向け、女性の一層の活躍推進を図るため、経営者層や女性社員を対象としたセミナーの実施等、女性の活躍に関する事業の企画及び実施・運営に関する提案を、プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務

(1) 業務名

平成27年度 市参委第3号 女性の活躍推進事業企画運営業務

(2) 内容

別紙「女性の活躍推進事業企画運営業務 仕様書」のとおり

(3) 施行期間

契約締結日から平成28年2月29日まで（ただし、静岡市は静岡市議会において平成27年度の当該事業の予算減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。）

(4) 委託料

本業務は上限2,059,000円程度（消費税額及び地方消費税額を含む）を想定している。

(5) 支払い方法

終了後の一括払い

3 応募資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を静岡市との間で直接締結できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者で

はないこと。

(8) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 応募方法

(1) 応募申込書の提出

以下のア～エに掲げる書類1部を平成27年4月17日（金）午後5時（必着）までに、男女参画・市民協働推進課（平成27年4月1日以降は「男女参画・多文化共生課」）に持参または郵送により提出すること。

ア 応募申込書（様式1）

イ 過去2年間において実施した女性の活躍支援に関する資料

ウ 決算報告書

エ 法人／団体の定款

(2) 企画提案書の提出

以下のア～ウに掲げる書類**8部**を平成27年4月27日（月）午後5時（必着）までに、男女参画・市民協働推進課（平成27年4月1日以降は「男女参画・多文化共生課」）に持参または郵送により提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）

イ 講師、アドバイザー（案）

※選定した講師、アドバイザーの経験や実績がわかるようにすること。

ウ 積算内訳書

※アからウまでは、全てA4版で作成し、ページ番号を付番した状態で提出すること。

(3) 質問に関する手続き

別紙「女性の活躍推進事業企画運營業務 仕様書」等の内容についての質問は、「質問票」（様式2）により、男女参画・市民協働推進課（平成27年4月1日以降は「男女参画・多文化共生課」）に電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。質問書の受付締切日時は平成27年4月10日（金）午後5時とする。

5 選定スケジュール

平成27年4月10日（金）	質問書提出期限
平成27年4月17日（金）	応募申込書提出期限
平成27年4月27日（月）	企画提案書提出期限
平成27年5月12日（火）	審査会による審査（プレゼンテーション審査）
平成27年5月下旬	委託先の決定

6 選考方法

(1) 選考方針

静岡市による審査会において、応募事業者から提出された企画提案書等の書類を使用したプレゼンテーションについて総合的に審査を行い、市が定める最低基準点に達した者のうち、第1位となった者を契約予定者とする。審査基準は以下に定めるとおりで、合計点数の多かった者が第1位となる。なお、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。

※詳細（場所や説明順等）については、別途通知する。

※発表者は補助者を含め2名までとする。

(2) 審査日時

平成27年5月12日（火） ※時間は後日指定する。

プレゼンテーション（20分）質疑応答（10分）

(3) 審査基準

別紙「審査項目及び審査の着眼点」のとおり、評価を行う。

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、審査委員の採点数の合計により算出する。

委員の採点の合計が60%以上（全委員の採点合計÷委員数 \geq 60%）であることを最低基準点とする。

(4) 審査会の委員構成

市職員で構成する。

(5) 選考結果の通知

平成27年5月下旬（予定）に選考結果を通知するとともに、受託予定事業者の名称を市のホームページで公表する。

7 注意事項等

(1) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

(2) 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画提案書等の書類は返却しない。

(4) 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

(5) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限を経過したもの

イ 応募資格を満たしていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 提案者が次のいずれかに該当するとき

- a 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。
 - b 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
 - d 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - e 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ その他提案の条件に違反したとき。

8 問い合わせ先・提出先

（平成27年3月31日まで）

静岡県 生活文化局 市民生活部 男女参画・市民協働推進課 男女共同参画係

（平成27年4月1日以降）

静岡県 市民局 男女参画・多文化共生課 男女共同参画推進係

〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号 静岡県役所静岡庁舎新館15階

電話 054-221-1349（直通）

E-mail sankaku@city.shizuoka.lg.jp

別紙 審査項目及び審査の着眼点

審査項目	審査の着眼点	配点
実施方針 (30点)	①仕様書の内容を的確に理解し、市の意図する目的を達成できる提案となっているか	20
	②事業実施に必要な基礎知識や情報を備えているか	10
実施方法 (40点)	③日程の設定や講師の選定が適切で、実現可能な内容であるか	10
	④それぞれの事業（セミナー、アドバイザー派遣）が有効に連携するように工夫されているか	10
	⑤講座の内容に独創性・斬新性があるか	10
	⑥積算内訳書の算定根拠が適切か	10
実施体制 (30点)	⑦業務運営の人的体制が十分なものであるか、工夫があるか	10
	⑧決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好であるか	10
	⑨女性の活躍推進に関する実績が良好であるか	10
合計		100